

国立大学法人東京学芸大学旅費支給基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学旅費支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学旅費支給基準（平成16年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学旅費支給基準の一部改正について

改正理由：実態に即した交通費を支給するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1～第3 [省略]</p> <p>(計算の起点及び着点)</p> <p>第4 出張等に係る運賃を計算する場合の起点及び着点は、<u>次に掲げる勤務地の最寄りの駅等又は居住地に係る最寄りの駅等とする。</u></p> <p>ア 小金井地区 「学芸大学正門」 (バス停留所)</p> <p>イ 下馬地区 「附属高校前」 (バス停留所)</p> <p>ウ 深沢地区 「深沢不動前」 (バス停留所)</p> <p>エ 竹早地区 「春日二丁目」 (バス停留所)</p> <p>オ 大泉地区 「大泉学園」 駅 (西武鉄道)</p> <p>カ 東久留米地区 「東久留米」 駅 (西武鉄道)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第3 [省略]</p> <p>(計算の起点及び着点)</p> <p>第4 出張等に係る運賃を計算する場合の起点及び着点は、次によるものとする。</p> <p>ア 小金井地区 「学芸大学正門」 (バス停留所)</p> <p>イ 下馬地区 「附属高校前」 (バス停留所)</p> <p>ウ 深沢地区 「深沢不動前」 (バス停留所)</p> <p>エ 竹早地区 「春日二丁目」 (バス停留所)</p> <p>オ 大泉地区 「大泉学園」 駅 (西武鉄道)</p> <p>カ 東久留米地区 「東久留米」 駅 (西武鉄道)</p>